

真宗障害者福祉の現代的課題

——共に生きるということ——

頼 尊 恒 信

一 はじめに

本研究においては、真宗障害者福祉における「共生観」を考へたい。仏教福祉学において、「仏教における共生」を考へることは、浄土宗の椎尾辨匡が一九二二年に「共生会」⁽¹⁾を結成したことが、ひとつのルーツであるとする考へ方がある。このように仏教者が「共生」を掲げて社会的活動をするこゝとは、古くから行われてきたことであり、新しい課題ではないことは、論じる必要もないことであろう。

しかしながら、それが障害者福祉の分野に絞って考へると、状況が一変する。一九九〇年に成立した「障害を持つアメリカ人法（ADA法）」をはじめとして、障害者の権利を保障する法律が各国で作上げられ、二〇〇六年には国連で「障害者権利条約」が採択された。そのような風潮に対し、日本においては、未だに障害者権利条約を批准するどころか、障害者の権利を明確に保障する法律すら皆無の状態である。たと

えば、公共交通機関が障害者に対して、障害者であるという理由で「乗車拒否」をしたところで、法律上「差別」と認定することはできない。また、その行為について「罪」に問われないという現実がある。しかし、もちろん先進諸外国では、そのような行為に対して罪に問われるのである。だが、日本では障害者が社会で生活しようとするとき、必ず必要となる「権利」すら法律で認められない状態にある。このような障害者が権利性を持つことができない状況において、「障害者と健常者の共生」といったところで、それは歪な形を持つ共生観になるのである。つまり、障害者の権利（人権）の範囲が不明確で、かつ法に問われない状態において「共生」といつても、それは「融和主義」に陥ってしまうだけである。

本研究においては、「共生」、「包摂」、「融和」、「共依存」の関係を整理しつつ、本願に照らし出される「機」の相を考へたい。そして、仏教者として、このような「障害者の権利性」が欠如している状態に対して、どのように向き合ってい

けばいいのかを考えたい。

二 共生と包摂・融和・共依存

まず、「如来の呼びかけの中にある身」としての共生関係を、親鸞の「われら」という言葉に究尋したい。親鸞の「われら」という視座については、これまでの研究においてあきらかにされてきた。つまり、親鸞の社会観には、「個人の問題から社会問題へ」という視座、つまり社会の下層に沈殿するように生きることを余儀なくされている層であるという社会問題的分析と、「群萌」として五濁悪世を生きざるを得ない「共業の機」という信仰問題的分析の二つの分析が存在すること(2)を明確にしてきた。このように、親鸞のわれらという視座には、社会分析的なアプローチがみられ、それは、「アラユル人々」との関係性と救済性を求め、共に生きようとした行為であって、決して閉鎖的な思想であつたとは言えないのである。つまり、親鸞の思想や初期の真宗教団は、向下的共生への思想を持っており、閉鎖的な共生思想を併せ持っていたとは考えにくい。そのことは、「講」組織を中心として発展した一向一揆や水平社運動に代表されるように、社会的抑圧への抵抗と共に歩んできた真宗の歴史をみても明らかである。以下、そのような向下的共生思想の内実を共生、包摂、融和、共依存というキーワードを用いて考えていきたい。

真宗障害者福祉の現代的課題(頼 尊)

はじめに、「共生と包摂」の関係について考えたい。日本の障害者運動においても、たとえば「障害児を普通学校へ・全国連絡会」などは、「障害のあるなしにかかわらず、ともに生き、ともに育つていく差別のない社会をつくる」ことを目的として活動してきた障害者運動がある。その背景には、日本的共生意識があつたといえる。しかし、このような「日本的共生意識」は、大きく二つの類型に分けることができる。それは、真宗の「講」組織等に見られる共生意識と、村落共同体に見られるような従来型の共生意識である。はじめに、この二つの類型によつて共生意識の内容が大きく異なることを、指摘しておかねばならない。つまり、「講」組織は、先に述べたように、「アラユル人々」との関係性と救済性を求めた行為であつて、決して閉鎖的な思想ではなかった。しかし、日本における従来型の村落共同体には、包摂と排除の関係が存在する。そのような包摂と排除の関係性は、部落差別をはじめとする様々な差別の温床ともなってきた。つまり、従来型の村落共同体では、「日本的共生意識」とはいつても、それは排除性を含んだ包摂型の共生社会であつたということが確認できる。逆に「講」組織に見られる共生意識には、「排除性を含んだ包摂意識」は、本来的には見られないといえる。次に、「共生と融和の関係」を考えていきたい。明治維新以降、たとえば、真宗大谷派は一九二六年、社会課内に部落

真宗障害者福祉の現代的課題（頼 尊）

解放運動を中心とする地域福祉を行う真身会を結成し宗派をあげて融和運動を行った。これらの融和運動にみられるように、融和の思想は、差別などの現実を覆い隠したままの状態、強者が弱者を従属させることを指す。そこにおいては、抑圧と被抑圧の関係性が不明確なものになり、支配的、従属的な人間関係を生み出す。無論、この関係性は、人権性を明確にした共生社会の姿ではないことは言うまでもないであろう。ここから考えると、向下的共生思想の「共生」とは、少なくとも融和的思考に陥らないことに意義があるといえる。

次に「共生と共依存」を考えるとどうであろう。共依存もまた、お互いに依存し合い、双方が支配的にも被支配的にもなり得るという点で、人権性を十分に担保し続けるモデルとしての向下的共生思想とは言えない。

三 課題としての包摂・融和・共依存

これまでの考察で明確になったように、向下的共生思想で述べるところの「共生」とは、排除性を伴った包摂状態や融和思想や共依存に陥らない「共生」であるということが明確になった。排除性を伴った包摂状態や融和や共依存に対して超越的であろうとするならば、個々の人間関係がそれぞれに對して独立的である必要がある。この「独立的」ということは、お互いの立脚地が明確になるということである。つまり、

向下的共生思想の立場は、「如来の呼びかけの中にある身」としての共生関係であり、本願のもとで「アラユル人々」との関係性と救済性を求めた思想である。無論、この関係性は、個々人の立場性を明確にするだけではなく、排除性を伴った包摂状態と融和と共依存の関係性を否定するのであるから、無意識的に生ずる抑圧と被抑圧の関係性も明確になる。

この向下的共生思想の内実を「二種深信」の考え方をもちいて深めるならば、「われらの地平」としての平等性を信じることに、つまり法の深信、を欠いた共同体は、共依存状態を作り出すといえる。また、個々人の罪悪性を凝視すること、つまり、機の深信、を欠いたところに融和状態が生まれると考える。言い換えると、機の深信を欠いて、「共生」を考えると、「本願の呼びかけの中にある身」としての「われら」の共生社会ではなく、自我的、独我的集団としての「われわれ」になってしまう。つまり、肥大化した欲求に身をゆだねてしまふことによって、自身の差別性が見えなくなる。そこにこそ、融和状態を引き起こす原因があるのである。

向下的共生という共生観の創出の背景には、二種深信の問題が横たわっており、そこにおいて、社会の構造を組み替えていこうとするのが、向下的共生思想の醍醐味なのである。

四 真宗障害者福祉の対人援助

「課題としての包摂・融和・共依存」を考えていくことは、「われら」という親鸞の向下的共生観を源泉とする真宗障害者福祉が持つ非抑圧型の対人援助のあり方を考えていくことにつながる。

「課題としての包摂・融和・共依存」を超えたところに、真の意味での「共生道」が成り立つと考える。その道を歩む姿は「真宗の教えをどのように生きたいのか」といった生やさしいものではない。むしろ、対人援助の中では、機の深信を欠いた対人関係の姿である「融和」や法の深信を欠いた対人援助の姿である「共依存」のあり方に陥ってしまう。つまり、聞法を通して「如来の呼びかけの中にある身」であると、呼応することによってのみ、「課題としての包摂・融和・共依存」を超えた「共生」という視座が如来から与えられるのである。つまり、共生という視座そのものは、如来から与えられる視座そのものであるから、我々が「どう生きるか」という問題ではない。聞法の功德として、「共生」という視座を生きる人生と、そこから逸脱していく「包摂・融和・共依存に陥ってしまう私」という課題が与えられるのである。

真宗者が現代社会の課題に向き合うとき、どうにもならない現実の中にあって、「課題としての包摂・融和・共依存」

に向き合いつつも、如来より「共生」という視座を与えられた者として生きていかざるを得ないということは、両者における緊張関係を生きていくという姿に他ならない。その「緊張関係」に立脚してこそ、真の対人援助が出来るのである。その緊張関係の上に立つことにより、あらゆる差別を「われら」の問題として考え、ともに「一人（いちにん）」としての独立者であることを自覚することができるのである。個の自覚にこそ、自らの権利を守り、「アラユル人々」の権利を守り、共に生きようとしていく、親鸞の向下的共生観を源泉とする真宗障害者福祉ならではの非抑圧型の対人援助が成立するのである。そのことは、閉塞する現代の障害者福祉が「共生」という言葉のもと、未来への方向性が明確化される大きな一助となるのである。

- 1 尾畑文正「親鸞にみる共生の思想」、日本仏教学会編『仏教における共生の思想』平楽寺書店、一九九九参照。
- 2 拙稿「真宗障害者福祉の実践試論―「ピア・カウンセリング」を手がかりとして―」、『印度学仏教学研究』五八一、二〇〇八参照。

〈キーワード〉 真宗、障害者、向下的共生、二種深信、障害者の権利

（熊本学園大学大学院）